学校法人御船学園
ガバナンス・コード

２０２５年7月１日

基本原則１　　自主性・自律性の確保（特色ある運営）

原則 1-1　　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1-1①　　建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

本学は「九州から音楽文化を発信する」ことを建学の精神として掲げている。教育基本法及び学校教育法の精神に則り、「音楽芸術の真理の探究」「創造性豊かな心を持つ人間形成」「地域社会の音楽文化への発展に寄与する人材育成」「福祉の進展に寄与する有為な人材育成」の達成に努めることを目的とすることを明示している。

実施項目 1-1②　「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

各学科において「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を明確にし、FD（Faculty Development）委員会や教授会を通じて見直しと実質化を図っている。

実施項目 1-1③　　教学組織の権限と役割の明確化

学長を中心とした教学体制のもと、副学長、学部長、学科長の役割と権限を明確にし、理事長も運営委員会の構成員として、組織間の連携と責任体制を確立している。

実施項目 1-1④　　教職協働体制の確保

運営委員会や教学に関する各委員会を通じ、理事・教員・職員が一体となって協働する体制を整備しており、円滑かつ一貫性のある運営を実現している。

実施項目 1-1⑤　　教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

FD（Faculty Development）委員会を中心に、授業公開、研修、学生による授業評価を実施し、教職員の指導力・専門性向上に向けた年次的な改善サイクルを構築している。

原則 1-2　　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①　　中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

2025 年度からの中期事業計画において、施設改修、財務健全化、人件費構造の見直し等を含む具体的な施策を定めている。

実施項目 1-2②　　計画実現のための進捗管理

年度ごとに PDCA サイクルを適用し、理事会や教授会において進捗状況を報告・評価し、必要に応じて施策を見直している。

基本原則２　　公共性・社会性の確保（社会貢献）

原則 2-1　　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①　　社会の要請に応える人材の育成

地域の教育機関と連携し、演奏会や音楽指導、保育現場での実習などを通じて、社会的要請に応える実践的な人材を育成している。

実施項目 2-1②　　社会貢献・地域連携の推進

地域の教育・文化施設との連携事業を展開し、地域住民との協働による音楽イベント等を通じて地域社会に貢献している。

原則 2-2　　多様性への対応

実施項目 2-2①　　多様性を受容する体制の充実

障がいのある学生への支援や、人権に関する研修を実施し、多様な背景を持つ学生・教職員が安心して学び働ける環境整備に取り組んでいる。

実施項目 2-2②　　役員等への女性登用の配慮

理事・評議員への女性登用を積極的に推進しており、意思決定層における多様性の確保を図っている。

基本原則３　　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

原則 3-1　　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①　　理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

寄附行為に基づき、外部有識者を含むバランスの取れた理事構成を基本とし、選任にあたっては明確な基準と手続きを設けている。

実施項目 3-1②　　理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会は定期的に開催され、重要案件については事前に資料を配布し、評議員会との情報共有と意見交換の場を設けている。

実施項目 3-1③　　理事への情報提供・研修機会の充実

理事に対してはガバナンスや財務に関する情報提供を行い、研修や説明会を通じて職責の理解を深める取組を実施している。

原則 3-2　　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①　　監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

監事及び会計監査人は、専門性・中立性を持った者から選任しており、選任手続は寄附行為と規程に則り透明性を確保している。

実施項目 3-2②　　監事、会計監査人の連携

監事と会計監査人が定期的に連携を取り、法人のガバナンス強化と業務改善に資する体制を構築している。

実施項目 3-2③　監事への情報提供・研修機会の充実

監事には必要な資料を速やかに提供し、研修機会の確保を通じて監査機能の実効性を高めている。

原則 3-3　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①　評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

寄附行為に基づき、教育関係者、地域代表、外部有識者等をバランスよく構成し、選任　は規程により適正に行っている。

実施項目 3-3②　評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

議事録の記録・保管・開示を行い、理事会との報告・意見交換の体制を整えることで、両者の協働を推進している。

実施項目 3-3③　評議員への情報提供・研修機会の充実

評議員には大学の現況や課題に関する資料提供を行い、必要に応じて研修を実施している。

原則 3-4　危機管理体制の確立

実施項目 3-4①　危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

自然災害や感染症への対応を想定した危機管理マニュアルを整備し、BCP（事業継続計画）の策定と定期的見直しを行っている。

実施項目 3-4②　法令等遵守のための体制整備

コンプライアンス規程、公益通報制度、利益相反防止規程、ハラスメント防止規程等を整備し、法人全体での法令遵守体制を確立している。

基本原則４　　透明性・信頼性の確保（情報公開）

原則 4-1　　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①　情報公開推進のための方針の策定

自己点検・評価委員会を中心に、外部評価制度を導入し、教育・研究・財務等の情報公開を積極的に推進している。

実施項目 4-1②　ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

公式ウェブサイトによる情報発信、学生便覧による説明、公的機関への報告資料の整備など、多様な手段を通じて情報提供を行っている。

このガバナンス・コードは、今後の継続的改善と点検を可能にする基礎文書として機能し、法人運営の透明性と信頼性を高めるものである。必要に応じて、付属規程や関連計画書との整合も確認の上、適宜改訂を行うこととする。

付則

１．このガバナンス・コードは令和 1 年 8 月 30 日から施行する。

２．このガバナンス・コードは令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

３．このガバナンス・コードは令和７年７月１日から施行する。